

## ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要（案）

## 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

子ども・子育て支援新制度では、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、施設型給付や地域型保育給付を受けることとなっている。

その際、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者は、市町村が条例により定めた基準を満たす必要があるとされている。

## 2 本町の定める基準（案）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の骨子（案）については、以下のとおり

## I 利用定員に関する基準（※太字：従うべき基準、細字：参酌すべき基準）

項目	国基準	本町の基準（案）
利用定員	<p><b>【教育・保育施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の確認を受ける保育所、認定こども園の利用定員は 20 人以上（幼稚園は適用なし）</li> </ul> <p><b>【地域型保育事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業 1～5 人</li> <li>・小規模保育事業 A 型・B 型 6～19 人</li> <li>・小規模保育事業 C 型 6～10 人</li> <li>・居宅訪問型保育事業 1 人</li> </ul>	国の基準どおり
区分	<p><b>【教育・保育施設】</b></p> <p>以下の区分ごとに利用定員を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3～5 歳・教育のみ（1 号）</li> <li>・3～5 歳・保育の必要性あり（2 号）</li> <li>・0 歳・保育の必要性あり（3 号）</li> <li>・1～2 歳・保育の必要性あり（3 号）</li> </ul> <p><b>【地域型保育事業】</b></p> <p>以下の区分ごとに利用定員を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業の種類及び事業所ごと</li> <li>・法 19 条第 3 号に掲げる利用定員を、0 歳と 1～2 歳に区分</li> </ul>	国の基準どおり

II 運営に関する基準（※太字：従うべき基準、細字：参酌すべき基準）

項目	国基準	本町の基準（案）	
利用開始に伴う基準	<p>内容・手続きの説明、同意、契約</p>	<p>・教育・保育の提供の開始にあたって、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ることを求めることとする。</p> <p>○説明する項目・・・運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等、保護者の教育・保育の選択に資すると認められる事項</p> <p>○説明方法・・・文書を交付するとともに、丁寧の説明することが基本</p> <p>※保護者の申し出により、電磁的ファイル等を提供することも可</p>	<p>国の基準どおり</p>
	<p>応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）</p>	<p>・利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない。</p> <p>・「正当な理由」とは、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用申込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合 が基本</p> <p>・利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合、他の適切な施設・事業者を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>・市町村が行うあっせん及び要請等に対し、できる限りの協力を求める。</p>	<p>国の基準どおり</p>
	<p>定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p>	<p>○1号認定（教育標準時間認定）： 抽選、先着順、施設設置者の理念や基本方針に基づく選考等</p> <p>○2号・3号認定（保育認定）： 保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう調整</p> <p>※ともに選考方法をあらかじめ明示したうえで、選考を行わなければならない。</p>	<p>国の基準どおり</p>
	<p>支給認定証の確認、支給認定申請の援助</p>	<p>・施設・事業の利用にあたり、施設・事業者は、支給認定証により受給資格等を確認することとする。</p> <p>・支給認定を受けていない保護者から利用申し込みがあった場合には、保護者の意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助を行うこととする。</p>	<p>国の基準どおり</p>

教育・保育の提供に伴う基準	子どもの心身の状況の把握、相談及び援助、教育・保育の取扱い方針	<p>【教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子どもまたはその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</li> <li>・各基準に基づき、子どもの心身の状況等を踏まえた適切な教育・保育を提供しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園・・・幼稚園教育要領</li> <li>○保育所・・・保育所保育指針</li> <li>○認定こども園・・・幼保連携型認定こども園教育・保育要領</li> </ul> </li> </ul> <p>【地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</li> <li>・保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、保育を適切に提供しなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり
	緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業所の職員は、現に教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり
	子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分または費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</li> <li>・支給認定子どもに対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> <li>・懲戒に関して支給認定子どもの福祉のため必要な措置をとる時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</li> </ul>	国の基準どおり

教育・保育の提供に伴う基準	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、その運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の、地域との交流に努めなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり
	利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は保護者から利用者負担額の支払を受けるものとし、そのほか、実費徴収や実費以外の上乗せ徴収をすることができるものとする。</li> <li>実費徴収や実費以外の上乗せ徴収をする場合は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに保護者に説明を行い、文書による同意を求めなければならない。 (教育・保育に必要な物品の購入や行事参加費、食事の提供に要する費用等は、文書による同意不要)</li> </ul>	国の基準どおり
	施設型給付費、地域型保育給付費等の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業所は、法定代理受領により施設型給付費・地域型保育給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る給付費の額を通知しなければならない。</li> <li>施設・事業者は、法定代理受領を行わない教育・保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、その提供した教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した教育・保育提供証明書を保護者に交付しなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり
	利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり
	小学校等との連携 【教育・保育施設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育または他の教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他小学校、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり

<p>教育・保育の提供に伴う基準</p>	<p>教育・保育施設等との連携【地域型保育事業】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者（※<u>居宅訪問型保育事業除く</u>）は、地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、以下に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。（確保が著しく困難であると認められる場合はこの限りではない。）             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域型保育の提供を受けている子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、地域型保育事業の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと</li> <li>②必要に応じて、代替保育を提供すること（職員の病気・休暇時等の対応）</li> <li>③地域型保育の提供を受けていた子どもを、当該地域型保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること</li> </ul> </li> <li>・居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等により集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。（確保が著しく困難であると認められる場合はこの限りではない。）</li> <li>・事業所内保育事業を行う者であって、利用定員が20人以上のものについては、連携施設の確保にあたって、上記①②の連携協力を求めることを要しない。</li> <li>・地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設または他の教育・保育施設において継続的に提供される教育・保育との円滑な持続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</li> </ul>	<p>国の基準どおり</p>
----------------------	------------------------------	---	----------------

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育・保育の提供に伴う基準</p>	<p>特別利用保育・特別利用教育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育の提供</p>	<p><b>【特別利用保育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所が1号認定に該当する子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、都道府県が定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る）を遵守しなければならない。</li> <li>・ 特別利用保育を提供する場合には、特別利用保育を利用する1号認定子どもと、現に施設を利用している2号認定子どもの総数が、2号認定の利用定員の数を超えないものとする。</li> </ul> <p><b>【特別利用教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園が2号認定に該当する子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、学校教育法に定める学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る）を遵守しなければならない。</li> <li>・ 特別利用教育を提供する場合には、特別利用教育を利用する2号認定子どもと、現に施設を利用している1号認定子どもの総数が、1号認定の利用定員の数を超えないものとする。</li> </ul> <p><b>【特別利用地域型保育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域型保育事業者が1号認定に該当する子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</li> <li>・ 特別地域型保育を提供する場合には、特別利用地域型保育を利用する1号認定子どもと、現に地域型保育事業を利用している3号認定子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</li> </ul>	<p>国の基準どおり</p>
--	---	---	----------------

管理・運営等に関する基準		<p><b>【特定利用地域型保育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業者が2号認定に該当する子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</li> <li>・特定地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を利用する2号認定子どもと、現に地域型保育事業を利用している3号認定子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</li> </ul>	
	<p>施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、施設・事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</li> <li>①施設・事業の目的及び運営の方針</li> <li>②提供する教育・保育の内容</li> <li>③職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</li> <li>⑤利用料等に関する事項（実費徴収・上乘せ徴収の有無・理由・その額を含む）</li> <li>⑥利用定員 ※確認制度上の定員設定と同じ区分で設定</li> <li>⑦施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項（選考方法を含む）</li> <li>⑧緊急時等における対応方法</li> <li>⑨非常災害対策</li> <li>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項</li> <li>・施設・事業者は、施設・事業所の見やすい場所に、上記規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の施設・事業選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</li> </ul>	<p>国の基準どおり</p>

管理・運営等に関する基準	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、支給認定子どもに対し、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</li> <li>・施設・事業者は、その職員（事業者にあっては事業所ごとの職員）によって教育・保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。</li> <li>・施設・事業者は、職員の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり
	定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。 (年度中における教育・保育に対する需要の増大への対応、災害、虐待等のやむを得ない事情がある場合を除く)</li> </ul>	国の基準どおり
	秘密保持、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・職員が退職後も正当な理由がなく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり
	情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、施設・事業を利用しようとする支給認定子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に施設・事業を選択することができるように、その提供する教育・保育に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</li> <li>・施設・事業を広告する場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはならない。</li> </ul>	国の基準どおり

管理・運営等に関する基準	利益供与等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、施設もしくは地域型保育を行う者またはその職員に対し、支給認定子どもまたは家族に対して当該施設・事業を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</li> <li>同様に、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</li> </ul>	国の基準どおり
	事故防止及び事故発生時の対応	<p><b>【事故の発生（再発）防止】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、事故の発生または事故の再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事故発生時の対応、報告の方法等について記載された事故発生の防止のための指針を整備すること</li> <li>②事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合、その事実が報告され、分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること</li> <li>③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【事故発生時の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故が発生した場合、以下の措置を講じなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①事故が発生した場合、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うこと</li> <li>②事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること</li> <li>③賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと</li> </ul> </li> </ul>	国の基準どおり
	評価（自己評価、関係者評価、外部評価）	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、自らの提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> <li>施設は、教育・保育を利用する保護者その他の施設関係者（職員を除く）による評価または外部の者による評価を、事業者は外部の者による評価を定期的を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり

管理・運営等に関する基準	苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、提供した教育・保育に関して子どもまたは保護者その他の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・施設・事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</li> <li>・施設・事業者は、その苦情に関して市町村が実施する事業に、協力するよう努めなければならない。</li> <li>・施設・事業者は、その提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告もしくは帳簿書類等の提出もしくは提示の命令、市町村職員からの質問もしくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。</li> <li>・施設・事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告しなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり
	会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</li> <li>・施設は、支給認定子どもに対する教育・保育の提供に関する以下の記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①教育・保育の提供にあたっての計画</li> <li>②教育・保育に係る必要な事項の提供記録（提供日、内容等）</li> <li>③不正受給に係る市町村への通知に係る記録</li> <li>④教育・保育に係る苦情の内容等の記録</li> <li>⑤事故発生時の事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</li> </ul> </li> </ul>	国の基準どおり

<p>撤退時の基準</p>	<p>確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）</p>	<p>・施設・事業者は、市町村に利用定員の減少の届出をしたときまたは確認の辞退をするときは、届出の日または予告期間の開始日前1ヵ月以内に教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少または確認の辞退の日以後においても引き続き教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の施設・事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。</p>	<p>国の基準どおり</p>
---------------	--	---	----------------